

令和8・9年度 横浜町一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出要領

1. 受付期間 令和8年1月13日から令和8年2月27日まで
(午前9時から12時 午後1時から4時 ※土日祝日を除く)
※新規申請については随時受付
2. 有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで(2年間)
3. 提出方法 【町内業者】持参可
【町外業者】郵便又は宅配便(受領書が必要な場合、切手を貼った返信用封筒又はハガキを同封してください。)
4. 提出先 〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
横浜町役場 建設水道課
TEL 0175-78-2111
5. その他
 - ① 紙製のA4フラットファイルに提出書類を番号順に綴り、提出してください。
ファイルの色は、建設工事は「**ピンク**」、測量・コンサルタント等は「**水色**」
物品・役務の提供等は「**グリーン**」です。
※フラットファイルのとじ具は、つづり紐又は紙製のものを使用してください。
 - ② ファイルの表紙及び背表紙には、「令和8・9年度 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(※)」及び「業者名」を記載してください。
※には、申請する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品製造・役務の提供等」のいずれかを記載してください。
背表紙の上約1cmスペースを空けて記載してください。
 - ③ 申請書・委任状(支店等に委任する場合)の押印は不要です。
 - ④ 証明書については、申請日より3ヶ月以内のものを有効とします。
 - ⑤ 申請内容に変更があった場合は、「変更届」を提出してください。
・住所、商号又は名称、代表者の変更の場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。
・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、許可・登録等の変更及び更新の場合は、証明書等の写しを添付してください。
 - ⑥ 物品製造・役務の提供等の「競争参加資格希望営業品目表」について、希望する営業品目がない場合は、その他に「○」を記載し、下の欄に品名又は具体的事例を記載してください。
 - ⑦ 当町の納税証明書を発行してもらう際に「完納証明書」の発行を希望してください。

提出書類

●建設工事（ファイルの色：ピンク）

	提出書類	備考	
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式1(共通様式)	①標準様式(建設工事)
2	競争参加資格希望工種表	様式2-1(共通様式)	
3	営業所一覧表(営業所等がない場合、委任しない場合は不要)	様式2-2(共通様式)	
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		写し可
5	工事経歴書(直前2ヶ年分)	経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の代用可。	②工事経歴書
6	技術者経歴書	町内業者については、技術職員に関する資格の証明等の写しを添付すること。	③技術者経歴書
7	登記事項証明書(法人)身分証明書(個人)	登記事項証明書については、「履歴事項全部証明書」とすること。	写し可
8	納税証明書	※下記参照	写し可
9	委任状	支店等に見積り及び入札並びに契約締結等の権限を委任する場合。	④委任状
10	委任状	行政書士等の代理申請による場合。	委任状(任意様式)

●測量・建設コンサルタント等（ファイルの色：水色）

	提出書類	備考	
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式1(共通様式)	①標準様式(測量・建設コンサルタント等)
2	競争参加資格希望業種表・経営状況調査表	様式3-1①②③(共通様式)	
3	営業所一覧表(営業所等がない場合、委任しない場合は不要)	様式3-2(共通様式)	
4	業態調書	1-1、1-2	②業態調書
5	測量等実績調書(直前2ヶ年分)		③測量等実績調書
6	技術者経歴書		④技術者経歴書
7	登録証明書等	※証明書等の発行はせず、現在登録を受けている写しを提出すること。	写し可
8	財務諸表類(直前1ヶ年分)		写し可
9	登記事項証明書(法人)身分証明書(個人)	登記事項証明書については、「履歴事項全部証明書」とすること。	写し可
10	納税証明書	※下記参照	写し可
11	委任状	支店等に見積り及び入札並びに契約締結等の権限を委任する場合。	⑤委任状
12	委任状	行政書士等の代理申請による場合。	委任状(任意様式)

●物品製造・役務の提供等（ファイルの色：グリーン）

	提出書類	備考	
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式1(共通様式)	①標準様式(物品製造・役務の提供等)
2	競争参加資格希望営業品目表・経営状況調査表	様式4-1①②(共通様式)	
3	営業所一覧表(営業所等がない場合、委任しない場合は不要)	様式4-2(共通様式)	
4	実績調書(直前2ヶ年分)		②実績調書
5	登記事項証明書(法人)身分証明書(個人)	登記事項証明書については、「履歴事項全部証明書」とすること。	写し可
6	許可証明書・登録証明書等		写し可
7	財務諸表類(直前1ヶ年分)		写し可
8	納税証明書	※下記参照	写し可
9	委任状	支店等に見積り及び入札並びに契約締結等の権限を委任する場合。	③委任状
10	委任状	行政書士等の代理申請による場合。	委任状(任意様式)

○営業所一覧表について

- ・本社以外に支社・支店・営業所等がない場合や、支社・支店・営業所等に委任を行わない場合には、提出の必要はありません。
- ・「営業区域コード」については、「01」と記載してください。

●納税証明書について

横浜町内に本社本店がある法人事業者	
国税	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明（その3の3）
県税	法人県民税・法人事業税（未納税額がないことの証明、又は2ヶ年分）
町税	法人町民税・固定資産税等（地方税第5条関係すべて）について未納税額がないことの証明「完納証明書」
横浜町内に本社本店がある個人事業者	
国税	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明（その3の2）
県税	個人事業税（未納税額がないことの証明、又は2ヶ年分）
町税	住民税・固定資産税・国民健康保険税等（地方税第5条関係すべて）について未納税額がないことの証明「完納証明書」
横浜町外の法人事業者	
国税	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明（その3の3）
都道府県税	法人県民税・法人事業税（未納税額がないことの証明、又は2ヶ年分）
市町村税	提出の必要なし
横浜町外の個人事業者	
国税	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明（その3の2）
都道府県税	個人事業税（未納税額がないことの証明、又は2ヶ年分）
市町村税	住民税

※町外に本社・本店がある場合で横浜町に支社・支店・営業所がある場合は、当該支社等の町税の未納税額がないことの証明「完納証明書」についても提出すること。